

消費生活相談だより

地震などの災害に便乗した詐欺的な電話にご注意!!

地震などの災害発生後は、被災地域以外でも災害に便乗した詐欺的トラブルや悪徳商法が多数発生します。役場などの公的機関をかたる詐欺的な電話も増えるので、十分に注意しましょう。

▼相談事例

◎「町で地震の義援金を集めているので寄付してほしい」という不審な電話がかかってきた。

◎役場を名乗り、「被災地域に送る物品を集めるために、地域を訪問して回っています。寄付しても良い不要な洋服や食器などはありませんか?」という電話があった。

◎公的機関と紛らわしい名称をかたる電話で、「被災地に義援金を送るので寄付してほしい」とお金を振り込ませようとしてきた。

▼アドバイス

◎不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。訪問されて家の中に入れてしまうと、貴金属を安値で買い取りされたり、ガソリン代や人件費を請求されてしまうことがあります。

◎公的機関が各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。公的機関

関を名乗って連絡があった場合にはすぐには応じず、まずは当該機関に確認しましょう。

◎少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

〈参考〉国民生活センター・消費者庁・金融庁ホームページ



▼問い合わせ先

①まち未来創造課 消費生活相談窓口

毎週月・水曜日

午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もご利用ください!

☎68・2211(内線246)

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日(日曜日は電話のみ)

午前9時～午後5時(日曜日は4時まで)

☎029・225・6445

③国民生活センター(消費者ホットライン)

土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時

☎188(いやや!)

※他市町村へのご相談は「遠慮ください」。

商工会だより

■商工会に加入しませんか

商工会は、中小規模事業者の経営支援を目的とした経済団体です。

▼主な事業

経営相談、経営・事業計画策定支援、創業支援、事業承継支援、補助金申請支援、講習会、相談会の開催、無料専門家派遣、金融斡旋支援、税務申告支援、労働保険事務支援、一般共済保険斡旋、経営支援共済などの斡旋、その他、各種情報提供など、さまざまな事業を実施しております。

▼加入の手続き

商工会所定の加入申込書にご記入の上、お申し込みください。

▼加入金 5000円(加入時のみ)

個人 月1500円

法人 月2000円

特別会員 月500円

※特別会員：商工業者ではないが、商工会の趣旨に賛同し、事業などにご協力いただける方

■商工会青年部員・女性部員を募集しています

【青年部】

▼加入資格

商工会に加入している、45歳までの経営者ならびに後継者の方

▼主な活動

町主催行事への参加、県および県南青年部事業への協力

▼年会費 1万2000円

【女性部】

▼加入資格

商工会員である事業者またはその配偶者・親族であり、その事業に従事している女性の方

▼主な活動

地域振興など(町主催行事への参加など)、地域商工業の発展とまちづくりの原動力として、積極的に活動しています)

▼年会費 3000円

▼問い合わせ先

利根町商工会(利根町布川2947)
☎68・7417

利根町商工会 HP もぜひご覧ください♪

▶ <https://tone-sci.or.jp/> ▶ <https://tone-sci.or.jp/>

広報とね4月号のお詫びと訂正

◇お詫びと訂正
広報とね4月号の掲載内容に誤りがありましたので訂正いたします。

◇掲載箇所
24ページ「令和5年消防ミニ白書」市町村火災発生状況および傷病者程度別搬送状況
正しくは左記の通りです。町民の皆さま並びに関係各位にご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに訂正させていただきます。

個人住民税の定額減税について

3月28日に参議院本会議で可決した「2024年度税制改正関連法」において、賃金上昇が物価高においていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度個人住民税の定額減税が6月より実施されますので、左記のとおりお知らせいたします。

▼対象者 令和6年度の個人住民税にかかる

合計所得金額が1805万円以下の方

▼定額減税額

・本人1万円

・控除対象配偶者または扶養親族1人につき1万円

※同一生計配偶者、国外居住者は除く

▼徴収区分ごとの実施方法について

・給与所得に係る特別徴収(給与天引きの方) 6月分については徴収せず、定額減税後の税額を7月分から令和7年5月分までの11回の分割で徴収します。

・普通徴収(口座引き落としや納付書で納付する方)

定額減税前の税額で算出された税額のうち、第1期分の税額から控除を行い、控除しきれない分については第2期分以降から順次控除します。

・公的年金等の所得に係る特別徴収(年金天引きの方)

定額減税前の税額で算出された税額のうち10月分から控除を行い、控除しきれない分については12月分以降から順次控除します。

・定額減税の対象とならない方

定額減税の対象とならない均等割のみ課税される方、合計所得金額が1805万円を

超える方は、従来通りの徴収となります。

▼その他

・個人住民税が非課税の方、均等割のみ課税の方は、定額減税は実施されません。

・定額減税は、他の税額控除を適用した後の所得割の金額が上限となります。

・ふるさと納税の控除上限額の算出は、定額減税前(調整控除後)の所得割額によって算出します。

・控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除します。

・定額減税については、6月頃送付予定の令和6年度納税通知書に記載いたしますので、詳しくは令和6年度の納税通知書をご確認ください。

※非課税の方は納税通知書の送付はありません。

☆定額減税補正給付金(調整給付金)について

定額減税の対象者で、定額減税可能額が減税前所得割額を上回る(減税しきれない)方へ、その差額を1万円単位で給付します。

対象の方への通知の送付時期および給付時期は現在調整のため、詳細が決まりましたら、広報とねおよび町公式ホームページでお知らせします。

▼問い合わせ先

税務課 町民税係
☎68・2211(内線203)

市町村火災発生状況

	建物	林野	車両	その他
龍ヶ崎市	21	1	6	13
牛久市	10	1	1	11
稲敷市	11	2	1	28
阿見町	10	0	0	10
利根町	3	0	1	6
河内町	4	0	0	6
美浦村	6	0	0	4
合計	65	4	9	78

傷病者程度別搬送状況

